

主伐の実施に係る協議について

1 主伐の実施に係る協議について

【分収造林契約書 第8条2項】

造林木の主伐の時期及び方法は、植栽後35年次以降において、甲乙の協議によりこれを決定する。

2 主伐に向けて必要な手続き等について

- 『森林施業計画』の協議・通知
- 『主伐の実施に関する覚書』の締結
- (契約期間の延長が必要な場合)『分収造林変更契約書』の締結
- (必要に応じ)『分収造林事業の施業の実行等に関する協定書』の締結
- (契約期間の延長が必要な場合)地上権延長の登記

3 森林整備センターの主伐(立木販売)の方法について

- 小面積分散伐採
- 普通伐採
- 育成複層林

4 主伐方法の提案等について

- 【森林契約第267号(剱谷)】: 小面積分散伐採

※主伐方法について、今回は一例としての提案であり、時期・方法については協議により調整

5 その他

- 保育施業、路網整備について
- 主伐後の再造林について
- 森林経営計画について

主伐等計画表

(1) 契約番号 森林契 中部 第 269 号

(2) 契約期間

【契約期間（現行）】

当初契約（年月日）	昭和40年2月24日
契約満了（年月日）	令和17年2月24日
契約期間	満 70 年

【契約期間（変更案）】（※1）

契約満了（年月日）	令和47年2月24日
契約期間	満 100 年

(3) 主伐の方法 小面積分散伐採 ・ 主伐の回数 4 回

(4) 今後の施業・主伐等の計画（以下のとおり）（※2）

【契約期間（現行）】

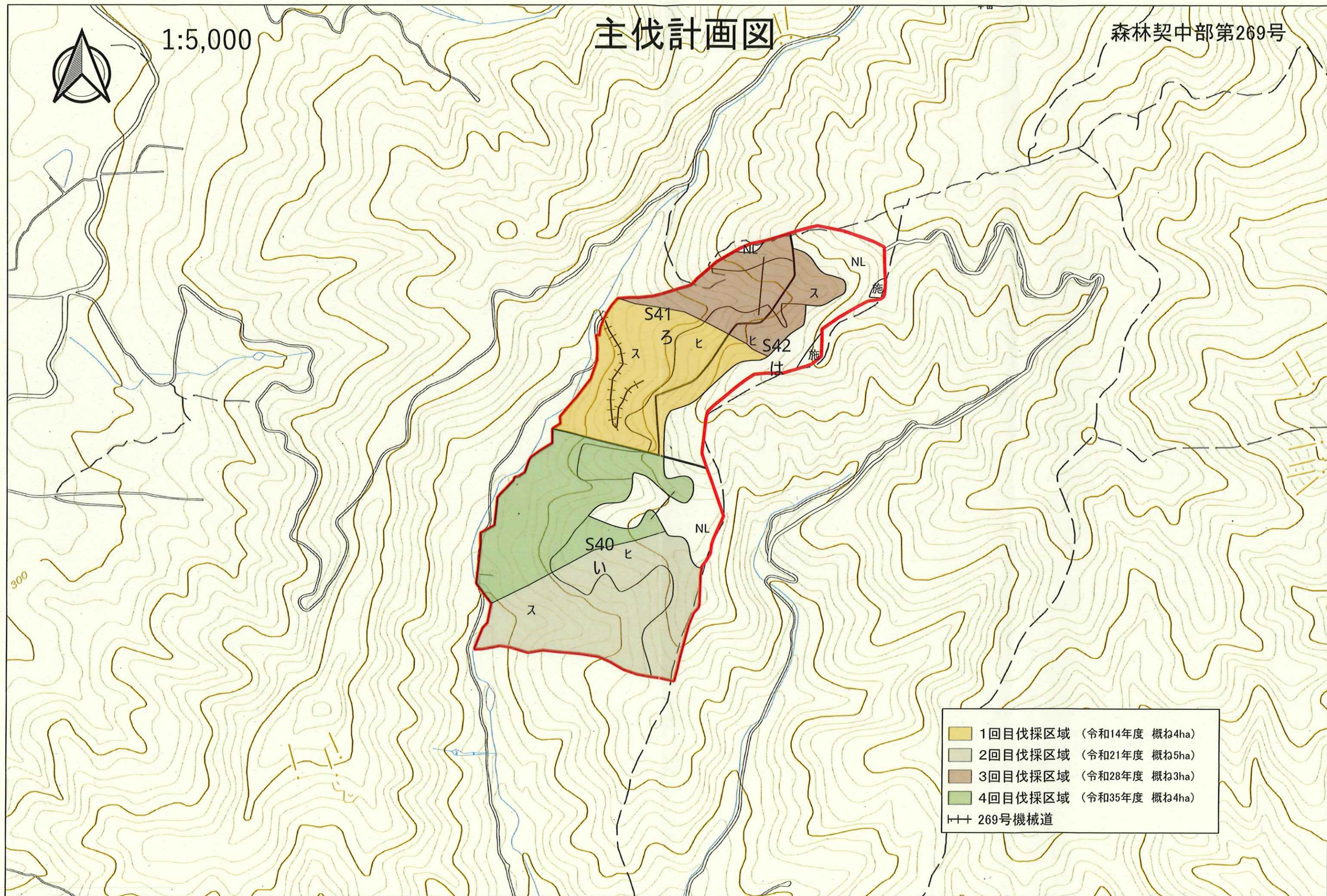
年度（令和） 植栽年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54			
	昭和	40									契約満了																																								
	～																																																		
昭和	42																																																		
（期間）																																																			
林齢（年生）	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108			

【契約期間（変更案）】（※1）

年度（令和）		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54			
植栽年度																																																				
昭和	40							収	主	搬					収	主	搬																																			
	～							穫	伐	出					穫	伐	出																																			
昭和	42							調	（	間					調	（	間																																			
								査	販						査	販																																				
								）	売	）					）	売	）																																			
	（期間）									5年							5年																																			
林齢（年生）		61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108			

（※1）契約期間の変更が必要な場合に記入

（※2）今後の計画は、労務状況や入札結果等により時期等を変更することがあります



保安林

保安林制度について

保安林とは

森林には、木材生産の場としての役割だけでなく、雨水を貯えて少しずつ供給してくれる『水源かん養としての役割』、『洪水や土石流などの発生を防ぐ災害防備の役割』、『私たちの暮らしに潤いや安らぎを与える保健休養地としての役割』などの様々な機能を持っています。

森林を森林として維持し、森林の持つこれらの機能を保ち、さらにその効果を発揮するため、保安林には一定の制限（立木伐採の制限や植栽の義務など）が課せられるとともに、所有者等には免税等の優遇措置がとられます。

保安林の種類

保安林は、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の17種類の公益的目的に分類され指定されています。

三重県内にある主な保安林の種類と指定の目的は以下のとおりです。

保安林の種類	指定の目的
水源かん養保安林	水源地の上流などで、水を蓄え、洪水や渇水を緩和する働きがあります。
土砂流出防備保安林	樹木の根や下草が表土の浸食、土砂の流出などを防ぎます。
土砂崩壊防備保安林	山崩れを防ぎ、住宅や道路を守ります。
防風保安林	風の強い地域で、田畑や住宅を守る壁の役割を果たし、風による被害を防ぎます。
魚つき保安林	水面に木陰をつくったり、養分の豊かな水を供給することで魚の繁殖を助けます。
保健保安林	生活にゆとりを提供し、生活環境を守ります。

あなたの森林が保安林に指定されると・・・

制限事項

保安林において、立木の伐採や土地の形質の変更等を行う場合には制限があります。

これらの行為を行う場合は、県知事の許可や事前届出が必要となります。

1.立木の伐採	2.植栽の義務	3.土地の形質の変更
市町で定められた標準伐期齢未満の森林は皆伐出来ません。	森林を伐採したあと、自然に森林になるのを待っていたのでは保安	保安林内で、家畜の放牧や土砂の採取、その他の土地の形質を変更

皆伐しようとする場合は、事前に知事の許可が必要です。 (年間4回で2・6・9・12月の各1ヶ月の間に許可申請出来ます。) 間伐を行う場合は、事前に知事への届出が必要です。(20～90日前)	林の目的が達せられないため、伐採した跡地への植栽が義務づけられます。 指定当時から広葉樹等の場合は、植栽が義務付けられていない場合も有ります。	する行為などを行おうとする場合には、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。
--	--	---

優遇措置

税金の免除などの優遇があります。

1.税金が免除されたり減額されたりします	2.特別の融資が受けられます	3.必要に応じて治山事業により整備が行われます
固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は課税されません。また、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の際に、通常3割が控除されます。	一定の条件を満たしている場合には、長期で低利の資金を日本政策金融公庫から借りることができます。	山崩れの防止など公益上重要な働きをしている保安林については、必要に応じて全額公費負担による治山事業で森林の整備ができます。

保安林の制限に係る主な申請等書類の様式

1保安林内立木伐採許可申請書

- 1.1 [PDFファイル](#)
- 1.2 [ワードファイル](#)

2保安林内間伐届出書

- 2.1 [PDFファイル](#)
- 2.2 [ワードファイル](#)

3保安林内択伐届出書

- 3.1 [PDFファイル](#)
- 3.2 [ワードファイル](#)

4保安林内作業許可申請書

4.1作業許可申請書

- 4.1.1 [PDFファイル](#)
- 4.1.2 [ワードファイル](#)

森林経営計画制度

令和3年4月

計画の目的

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一體的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。一體的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

計画の対象となる森林

- ・民有林(公有林、国有林分収造林地を含む。)を対象とします。
- ・森林経営計画には、属地計画(林班計画、区域計画)、属人計画があり、それぞれ次の要件を満たす必要があります。

属地計画

林班計画: 林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模であること

区域計画: 市町村長が定める一定区域内において30ha以上の面積規模であること

いずれも、林班等内又は区域内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とする必要があります。

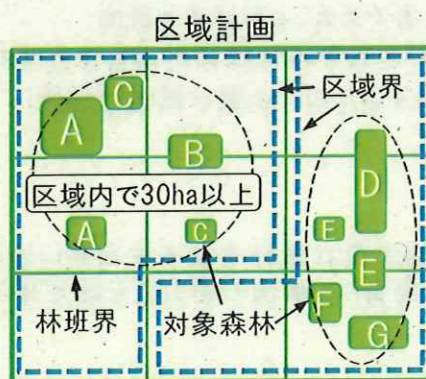
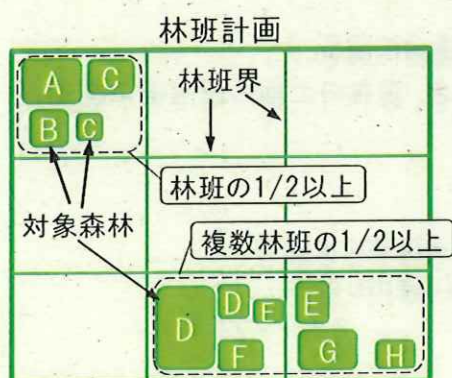
属人計画

自ら所有している森林の面積が100ha以上であって、その所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすること

※ 属人計画は、森林所有者が単独で計画を作成する場合に限ります。共同による作成はできません。

属地計画

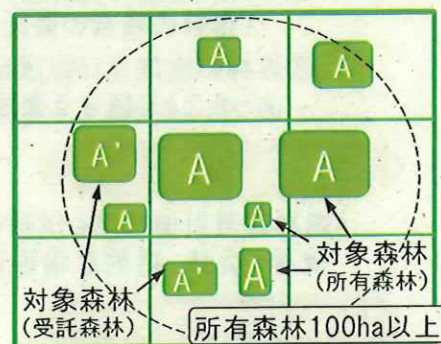
地形その他の自然条件等から一体として整備することを相当とする森林において作成する計画



※区域は、大尾根や河川、路網の状況等を勘案して市町村森林整備計画において定められます。

属人計画

森林の経営の実施の状況から一体として整備することを相当とする森林において作成する計画



計画の作成者

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、単独で、又は共同で森林経営計画を作成することができます。

例えば、属地計画の場合

- ・「森林所有者」が単独で計画を作成
- ・「森林の経営の委託を受けた者」が単独で計画を作成
- ・複数の「森林所有者」が集まって、共同で計画を作成
- ・「森林所有者」と「森林の経営の委託を受けた者」が共同で計画を作成
- ・複数の「森林の経営の委託を受けた者」が共同で計画を作成

※単独で計画を作成した場合であっても、共同による計画作成の申し出があった場合には、これに協力することが重要です。

※「森林の経営の委託」とは、森林の施業及び保護の委託であり、「木材の販売」など財産の処分に関わることを委任することは必須ではありませんが、「木材の販売」を委託事項に含む森林経営委託契約書を締結する場合は、印紙税の課税関係が変わる場合がありますので、あらかじめ最寄りの都道府県出先機関などに相談して下さい。

計画書の主な記載事項

- ・ 森林の経営に関する長期の方針
- ・ 計画対象森林の現況並びに間伐及び主伐の施業履歴
- ・ 伐採(主伐・間伐)、造林及び保育の実施計画
- ・ 鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法
- ・ 森林の保護に関する事項
- ・ 森林の施業及び保護の共同化に関する事項
- ・ 路網整備に関する事項
- ・ 森林の経営の規模拡大及びそのために必要な路網整備等の目標(必要に応じて記載)

認定申請先

(1) 認定申請先

森林経営計画の対象とする森林が、

- 1つの市町村の区域内にある場合 : 市町村の長
- 複数の市町村にわたる場合 : 都道府県知事
- 複数の都道府県にわたる場合 : 農林水産大臣

(2) 認定申請の時期

認定申請先に応じて、次に掲げる日までに認定請求書等を提出します。

- 市町村の長 : 森林経営計画の始期の20日前
- 都道府県知事 : // 30日前
- 農林水産大臣 : // 60日前

必要な書類等

(1) 森林経営計画認定請求書(農林水産大臣告示に定める様式による。)

(2) 森林経営計画書

(3) 添付書類

① 次の事項を表示した図面

- ・ 計画対象森林の所在
- ・ 計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な路網整備等の状況
- ・ 主伐を行う区域

② 森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面

(森林の経営の委託を受けた者が森林経営計画を作成する場合に限る。)

③ 森林の施業及び保護を実施するために必要な路網整備等につき、森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面

事後の届出

「森林経営計画に係る伐採等の届出書」(農林水産大臣告示に定める様式による。)

伐採、造林、路網整備等をした場合は、事後の届出書を認定権者に提出します。

支援措置等

森林経営計画を作成した場合、以下のような支援措置等が設けられています。

(1) 税制

所得税: 山林所得に係る森林計画特別控除

相続税: 計画伐採に係る相続税の延納等の特例

立木及び林地に係る課税価格の特例

公益的機能別施業森林の評価減

山林についての相続税の納税猶予(規模拡大目標を定めた属人計画のみ※)

※ 相続税の納税猶予の適用を受けようとする場合、計画書の記載事項や必要な書類が異なりますので、最寄りの都道府県出先機関などに事前にご相談下さい。

(2) 金融

日本政策金融公庫資金等における融資条件の優遇

(3) 補助金等

森林環境保全直接支援事業(造林補助)

森林整備地域活動支援交付金

(4) 再生可能エネルギー固定価格買取制度

「間伐材等由来の木質バイオマス」(40円/kWhまたは32円/kWh(税抜き価格))の区分が適用